**平成２２年（フ）第１３０号**
三重県伊賀市緑ケ丘東町912番地の１
債務者　大野　輝彦
１　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　飯田　　聡
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月７日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
津地方裁判所伊賀支部

**平成２２年（フ）第４８４号**
北海道枝幸郡枝幸町北浜町1122番地１
債務者　神成　武彦
１　決定年月日時　平成22年12月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　金　　昌宏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年３月２日午後３時50分
５　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
旭川地方裁判所民事部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２２年（フ）第１４３号**
岩手県一関市大東町摺沢字石倉31番地27
債務者　小山　弘幸（旧姓那須）
１　決定年月日時　平成22年12月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
盛岡地方裁判所一関支部

**平成２２年（フ）第１９２７号**
埼玉県川口市北原台２丁目22番６号メゾンむさしの105号、旧住所埼玉県川口市安行出羽５－９－23
債務者　国本**靜**こと　李　　**靜**
１　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第４９８号**
愛知県一宮市神山１丁目15番７号　リアル神山Ｂ－２
債務者　山田　早**苗**
１　決定年月日時　平成22年12月２日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２２年（フ）第５６７号**
函館市宝来町14番９号
債務者　上田　法子
１　決定年月日時　平成22年12月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
函館地方裁判所

**平成２２年（フ）第５７１号**
函館市美原３丁目５番８―501号
債務者　川瀬　貴子（旧姓平野）
１　決定年月日時　平成22年12月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
函館地方裁判所

**平成２２年（フ）第３５１号**
山形県西村山郡河北町谷地ひな市２丁目８番地の５
債務者　青木ルビーこと　ＡＯＫＩ　ＲＵＢＹ　ＣＡＰＩＮＰＩＮ
１　決定年月日時　平成22年12月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
山形地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第３５２号**
山形市薬師町２丁目21番20―101号　市営馬畔アパート
債務者　渡邉　高尾
１　決定年月日時　平成22年12月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
山形地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第３５５号**
山形県上山市関根30番地
債務者　村上　勇之
１　決定年月日時　平成22年12月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
山形地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第３６３号**
山形市大字上東山492番地
債務者　酒井栄知子
１　決定年月日時　平成22年12月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
山形地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第３７１号**
山形市小白川町５丁目19番10―304号　市営松原アパート
債務者　長岡コラゾンこと　ＮＡＧＡＯＫＡ　ＣＯＲＡＺＯＮ　ＭＡＭＡＲＩＬ
１　決定年月日時　平成22年12月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
山形地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第３７７号**
山形市薬師町１丁目１番28―103号　薬師町ハイツ、前住所山形県寒河江市大字寒河江字赤田146番地の１　レオパレスフルール209
債務者　喜早　　忍
１　決定年月日時　平成22年12月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
山形地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第３７９号**
山形市鈴川町３丁目17番25―333号　県営第２アパート３
債務者　柴田　義江
１　決定年月日時　平成22年12月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
山形地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第７９８号**
愛知県知立市東上重原１丁目23番地　エステートＢＥＬＬ２―316号
債務者　橋口　義昭
１　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２２年（フ）第４４６号**
岡山県井原市上稲木町12番地４
債務者　高松　　裕
１　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２２年（フ）第４４７号**
岡山県井原市上稲木町12番地４
債務者　高松真由美
１　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係